

新旧比較表

関東地方整備局用地関係業務請負基準の改正について(通知)

改 正 案	現 行
別記様式 2 用地調査等業務共通仕様書 (施行上の義務及び心得) 第 1 0 条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たって、関連する関係諸法令及び条例等のほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。 一 (略) 二 用地調査等業務で知り得た<u>権利者等</u>の事情及び成果物の内容は、他に漏らしてはならない。 三 用地調査等業務は権利者の財産等に関するものであり、補償の基礎又は損害等の有無の立証及び費用負担額の算定の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。また、実施に当たっては、<u>権利者等</u>に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。 四 <u>権利者等</u>から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。 (成果物) 第 2 4 条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。 一～三 (略) (削る) 2 ～ 4 (略) (個人情報の取扱い) 第 3 0 条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、用地調査等業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の<u>安全管理のために必要かつ適切な措置</u>を講じなければならない。 (調査) 第 1 1 1 条 土地等の権利者等が消費税法第 2 条第 4 号に規定する事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。 一 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」 二 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」 三 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」 四 消費税簡易課税制度選択届出書 五 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 六 消費税課税事業者選択届出書 七 消費税課税事業者選択不適用届出書	別記様式 2 用地調査等業務共通仕様書 (施行上の義務及び心得) 第 1 0 条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たって、関連する関係諸法令及び条例等のほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。 一 (略) 二 用地調査等業務で知り得た<u>権利者側</u>の事情及び成果物の内容は、他に漏らしてはならない。 三 用地調査等業務は権利者の財産等に関するものであり、補償の基礎又は損害等の有無の立証及び費用負担額の算定の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。また、実施に当たっては、<u>権利者</u>に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。 四 <u>権利者</u>から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。 (成果物) 第 2 4 条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。 一～三 (略) <u>四 容易に取りはずすことが可能な方法により編綴する。</u> 2 ～ 4 (略) (個人情報の取扱い) 第 3 0 条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、用地調査等業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）</u>等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の<u>適切な管理のために必要な措置</u>を講じなければならない。 (調査) 第 1 1 1 条 土地等の権利者等が消費税法第 2 条第 4 号に規定する事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。 一 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」 二 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」 三 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」 四 消費税簡易課税制度選択届出書 五 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 六 消費税課税事業者選択届出書 七 消費税課税事業者選択不適用届出書

- 八 消費税課税事業者届出書
- 九 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書
- 十 法人設立届出書
- 十一 個人事業の開廃業等届出書
- 十二 消費税の新設法人に該当する旨の届出書
- 十三 消費税課税事業者届出書（特定期間用）
- 十四 特定期間の給与等支払額に係る書類（支払明細書（控）、源泉徴収簿等）
- 十五 特定新規設立法人に該当する旨の届出書
- 十六 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書
- 十七 適格請求書発行事業者登録に係る通知書
- 十八 適格請求書発行事業者登録に係る取消届出書
- 十九 その他の資料

（補償説明）

第131条 補償説明とは、土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償を行う場合において、当該補償の方針、用地交渉の方法、その他当該土地等の取得等に関し協力を得るために必要と認められる事項の説明を行うことをいう。ただし、補償説明には、地方整備局用地事務取扱規則第14条に定められた土地調書及び物件調書、地方整備局用地事務取扱細則第52条に定められた損失補償協議書並びに同準則第55条に定められた契約書の説明等の各権利者に関する個別事項の説明は含まないものとする。

（概況ヒアリング等）

第132条 受注者は、補償説明の実施に先立ち、監督職員から、当該事業の計画概要、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、権利者ごとの補償内容、実情及びその他必要となる事項について説明を受け、概況を把握するものとする。

2 受注者は、現地踏査及び概況ヒアリングを行った後に補償説明の対象となる権利者等に対し、面接等により、補償説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

（説明資料の作成等）

第133条 権利者等に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これらの業務が完了したときは、その内容等について監督職員と協議するものとする。

- 一 当該区域全体及び権利者等ごとの処理方針の検討
- 二 権利者等ごとの補償内容に係る事項の整理
- 三 権利者等に対する説明用資料の作成

（権利者等に対する説明）

第134条 権利者等に対する説明は、次の各号により行うものとする。

- 一 権利者等との面接は、2名以上の者を一組として行うこと。ただし、やむを得ず面接以外の方法による場合は、あらかじめ監督職員にその方法等について確認すること
- 二 権利者等と面接等を行うときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと

2 権利者等に対しては、前条において作成した説明用資料を基に補償説明の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。

- 八 消費税課税事業者届出書
- 九 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書
- 十 法人設立届出書
- 十一 個人事業の開廃業等届出書
- 十二 消費税の新設法人に該当する旨の届出書
- 十三 消費税課税事業者届出書（特定期間用）
- 十四 特定期間の給与等支払額に係る書類（支払明細書（控）、源泉徴収簿等）
- 十五 特定新規設立法人に該当する旨の届出書
- 十六 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書
- （新設）
- （新設）
- 十七 その他の資料

（補償説明）

第131条 補償説明とは、権利者に対し、土地の評価（残地補償を含む。）の方法、建物等の補償方針及び補償額の算定内容（以下「補償内容等」という。）の説明を行うことをいう。なお、補償説明については、本章に定めるもののほか別記12補償説明実施要領により、行うものとする。

（概況ヒアリング等）

第132条 受注者は、補償説明の実施に先立ち、監督職員から当該事業の内容、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、補償内容、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。

2 受注者は、現地踏査後に補償説明の対象となる権利者等と面接し、補償説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

（説明資料の作成等）

第133条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について監督職員と協議するものとする。

- 一 当該区域全体及び権利者ごとの処理方針の検討
- 二 権利者ごとの補償内容等の整理
- 三 権利者に対する説明用資料の作成

（権利者に対する説明）

第134条 権利者に対する説明は、次の各号により行うものとする。

- 一 2名以上の者を一組として権利者と面接すること
- 二 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと

2 権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に補償内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。

(記録簿の作成)

第135条 受注者は、権利者等と面接等により説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者等の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第18号）に記載するものとする。

(説明後の措置)

第136条 受注者は、補償説明の現状及び権利者等ごとの経過等を、必要に応じて、監督職員に報告するものとする。

2 受注者は、当該権利者等に係る補償説明のすべてについて権利者等の理解が得られたと判断したときは、速やかに、監督職員にその旨を報告するものとする。

3 受注者は、権利者等が説明を受け付けない、又は当該事業計画、補償説明若しくはその他の事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督職員にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

(費用負担の説明)

第155条 費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担の有無、費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいう。

(概況ヒアリング等)

第156条 受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、監督職員から、当該事業の計画概要、被害発生の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、権利者ごとの費用負担の内容等、実情及びその他必要となる事項について説明を受け、状況を把握するものとする。

2 受注者は、現地踏査及び概況ヒアリングを行った後に費用負担の説明の対象となる権利者等に対し、面接等により費用負担の説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

(説明資料の作成等)

第157条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、監督職員の指示により、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について監督職員と協議するものとする。

一～三 (略)

(権利者に対する説明)

第158条 権利者に対する説明は、監督職員の指示により、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

一 権利者との面接は、2名以上の者を一組として行うこと。ただし、やむを得ず面接以外の方法による場合は、あらかじめ監督職員にその方法等について確認すること。

二 (略)

2 (略)

(記録簿の作成)

第159条 受注者は、権利者と面接等により説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第18号）に記載するものとする。

(記録簿の作成)

第135条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第18号）に記載するものとする。

(説明後の措置)

第136条 受注者は、補償説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、監督職員に報告するものとする。

2 受注者は、当該権利者に係る補償内容等のすべてについて権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに、監督職員にその旨を報告するものとする。

3 受注者は、権利者が説明を受け付けない若しくは当該事業計画、補償内容等又はその他の事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督職員にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

(費用負担の説明)

第155条 費用負担の説明とは、直轄事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいう。

(概況ヒアリング等)

第156条 受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、監督職員から当該工事の内容、被害発生の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、費用負担の内容等、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。

2 受注者は、現地踏査後に費用負担の説明の対象となる権利者等と面接し、費用負担の説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

(説明資料の作成等)

第157条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について監督職員と協議するものとする。

一～三 (略)

(権利者に対する説明)

第158条 権利者に対する説明は、次の各号により行うものとする。

一 2名以上の者を一組として権利者と面接すること。

二 (略)

2 (略)

(記録簿の作成)

第159条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第18号）に記載するものとする。

消 費 税 等 調 査 表

(1/2)		調査者		年月日	
都道 郡 町		区 町			
府県 市		村 大字			
調査対象者	住 所				
	氏 名 又 は 法人・代表者名				
調 査 対 象 物 件 名 ・ 用 途			調査対象物件の資産の区分		
			☐ 事業用資産 ☐ 家事共用資産		
基準期間	年 月 日 ～ 年 月 日				
前年（個人）又は 前事業年度	年 月 日 ～ 年 月 日				
調 査 ・ 収 集 し た 資 料	☐ 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」				
	☐ 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」				
	☐ 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」				
	☐ 消費税簡易課税制度選択届出書				
	☐ 消費税簡易課税制度選択不適用届出書				
	☐ 消費税課税事業者選択届出書				
	☐ 消費税課税事業者届出書				
	☐ 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書				
	☐ 法人設立届出書				
	☐ 個人事業の開廃業等届出書				
☐ 消費税の新設法人に該当する旨の届出書					
☐ 消費税課税事業者届出書（特定期間用）					
☐ 特定期間の給与等支払額に係る書類（支払明細書（控）、源泉徴収簿等）					
☐ 特定新規設立法人に該当する旨の届出書					
☐ 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書					
☐ <u>適格請求書発行事業者登録に係る通知書</u>					
☐ <u>適格請求書発行事業者登録に係る取消届出書</u>					
☐ その他の資料					

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦型とする。
2 本調査表には、消費税等相当額補償の要否判定フローを添付すること。

消 費 税 等 調 査 表

(1/2)		調査者		年月日	
都道 郡 町		区 町			
府県 市		村 大字			
調査対象者	住 所				
	氏 名 又 は 法人・代表者名				
調 査 対 象 物 件 名 ・ 用 途			調査対象物件の資産の区分		
			☐ 事業用資産 ☐ 家事共用資産		
基準期間	年 月 日 ～ 年 月 日				
前年（個人）又は 前事業年度	年 月 日 ～ 年 月 日				
調 査 ・ 収 集 し た 資 料	☐ 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」				
	☐ 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」				
	☐ 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」				
	☐ 消費税簡易課税制度選択届出書				
	☐ 消費税簡易課税制度選択不適用届出書				
	☐ 消費税課税事業者選択届出書				
	☐ 消費税課税事業者届出書				
	☐ 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書				
	☐ 法人設立届出書				
	☐ 個人事業の開廃業等届出書				
☐ 消費税の新設法人に該当する旨の届出書					
☐ 消費税課税事業者届出書（特定期間用）					
☐ 特定期間の給与等支払額に係る書類（支払明細書（控）、源泉徴収簿等）					
☐ 特定新規設立法人に該当する旨の届出書					
☐ 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書					
☐ <u>適格請求書発行事業者登録に係る通知書</u>					
☐ <u>適格請求書発行事業者登録に係る取消届出書</u>					
☐ その他の資料					

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦型とする。
2 本調査表には、消費税等相当額補償の要否判定フローを添付すること。

【別記 目次】

・別記 1	提出書類一覧表	
・別記 2	成果物一覧表	第 2 4 条
・別記 3	(欠番)	
・別記 4	土地評価実施要領	第 6 4 条
・別記 5	(欠番)	
・別記 6	(欠番)	
・別記 7	工作物調査要領	第 7 6 条、第 7 8 条
・別記 8	(欠番)	
・別記 9	(欠番)	
・別記 1 0	営業調査及び補償金算定要領	第 1 0 5 条
・別記 1 1	建物等移転工法認定要領	第 1 2 3 条
・別記 1 2	<u>(欠番)</u>	
・別記 1 3	事業認定申請書添付図書等作成要領	第 1 4 2 条

【別記 目次】

・別記 1	提出書類一覧表	
・別記 2	成果物一覧表	第 2 4 条
・別記 3	(欠番)	
・別記 4	土地評価実施要領	第 6 4 条
・別記 5	(欠番)	
・別記 6	(欠番)	
・別記 7	工作物調査要領	第 7 6 条、第 7 8 条
・別記 8	(欠番)	
・別記 9	(欠番)	
・別記 1 0	営業調査及び補償金算定要領	第 1 0 5 条
・別記 1 1	建物等移転工法認定要領	第 1 2 3 条
・別記 1 2	補償説明実施要領	第 1 3 1 条
・別記 1 3	事業認定申請書添付図書等作成要領	第 1 4 2 条